

## こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



### CONTENTS

青木昌隆先生との座談会を終えて 弁護士 尾崎 上梓 .....	1
第1回全体準備会が開催されました!! 「ザ・ニュースペーパー」出演決定!! .....	2
市民の方へのページ 弁護士 渡辺 徹 .....	3
千葉県弁護士会京葉支部 会員紹介 .....	4

## 青木昌隆先生との座談会を終えて

千葉県弁護士会京葉支部  
弁護士 尾崎 上梓

平成23年5月24日、千葉県弁護士会館で、市川簡易裁判所で裁判官を務められたご経験のある青木昌隆弁護士をお招きして、京葉地区への裁判所支部設置に関する座談会を行いました。

裁判所の視点から見た場合の裁判所支部設置に関するご意見をお伺いしましたが、裁判官は係属した事件のみを扱う立場にあつて、簡易裁判所の裁判官としてもその管轄の事件だけを処理することになるので、裁判所内部に居ると、管轄外の事件を扱う地方裁判所支部の必要性は見えにくいようです。また、市川簡易裁判所の現状として、当時から事件数が極めて多く、裁判官も書記官も非常に忙しい状況ではあつても、それは簡易裁判所の人員配置の問題なので、裁判所支部の設置とは直接結び付きにくいとのこと。

他方で、弁護士になられてからのご経験では、座談会に出席した当京葉支部会員らと同じように、京葉地区に裁判所支部のない不便さを実感されることがあったそうで、やはり利用者からの視点でニーズを強調することが重要であるとのこと。

管轄区域内の人口数や事件数等の形式的な側面からすれば、京葉地区への支部設置は十分に可能性があるものの、裁判所内部からは必要性が見えにくい上、支部設置となると、裁判官・書記官の配置、庁舎の新設、設備の充実などなど、各方面へ多大な影響があることから、利用者となる市民が声を上げなけれ

ば、裁判所は動かさせません。

そこで、当京葉支部では、京葉地区への裁判所支部設置に関するアンケートを実施して、裁判所支部のないことで利用者が不便な思いをされた具体的な事例を集約しています。支部サミットで行われるパネルディスカッションやイベントではアンケートで寄せられた裁判所支部設置の必要性や問題点を題材として活用する予定ですので、支部サミットへお越しただけければ、京葉地区の市民の皆様を取り巻く司法サービスの現状を身近に感じていただけるはずですよ。

11月12日(土曜日)は支部サミットへ是非ご参加ください。

### 【ご略歴】

青木 昌 隆 (あおき まさたか)  
昭和40年～ 裁判官任官以後、千葉地裁等で勤務  
平成 9年～ 市川簡裁裁判官(平成15年まで)  
現在 弁護士(青木法律事務所)



<平成23年5月24日座談会の様子 左から2番目青木弁護士>

## 第1回全体準備会が開催されました!!

平成23年5月28日、船橋商工会議所において第1回目の支部サミット全体準備会が開催されました。今号では、全体準備会の模様をお伝えします。

これまでもご説明しておりますが、首都圏支部サミットは首都圏にある11の弁護士会支部を中心にして毎年開催されています。支部サミットのテーマは、支部サミットを主催する弁護士会がある地域の実状や特色又は問題点などに基づいて決定されております。

しかしながら、支部サミットの理念である「地域司法の充実化」の観点からは、単に開催地域の実状や特色・問題点だけを取り上げるのではなく、より広い視点から「地域司法の充実化」が検討されなければなりません。

そこで、弁護士会各支部の会員からも広く意見を聞いて、支部サミットがより良い大会になるように意見を交換する場が全体準備会なのです。

今回開催された第1回支部サミット全体準備会には、11の弁護士会支部及び横浜弁護士会本部より44人の弁護士が船橋に集まり、約2時間に渡って、より良い支部サミットの開催に向けた意見の交換が行われました。

今後、支部サミット全体準備会は、7月・9月・10月の合計3回開催される予定ですので、これからも皆様にその模様をお伝えしていきたいと思っております。



<平成23年5月28日 第1回全体準備会の様子>

## 「ザ・ニューズペーパー」出演決定!!



<右：山本天心 左：浜田太一>

今回の支部サミットのイベントは、社会風刺コント集団の「ザ・ニューズペーパー」に出演依頼をし、快諾をいただきました。「ザ・ニューズペーパー」は千葉県弁護士会主催のシンポジウムにおいて何度か出演していただいています。

当日は、山本天心さんと浜田太一さんの2名に出演していただくことになりました。

山本天心・浜田太一（ザ・ニューズペーパー）による楽しいコントで、一般市民の皆様にもわかりやすく裁判所支部設置の必要性をお伝えする予定です。

# 市民の方へのページ

## 企業対象暴力に対する対応



弁護士 渡辺 徹

さざんか法律事務所

千葉県船橋市本町3-3-6

矢村ビル2階

電話：047-460-2766

HP：<http://www.sazanka-law.com/>

暴力団は今日では、博徒、的屋というその発生史的な性格は薄くなり、威力を持って違法・不当な利益を収奪する利益追求集団としての性格が第一義的なものとなっております。

そして、そのターゲットとしては一般市民よりも大きな利益を収奪できると考えられる企業、経済的に余裕があると見られる経営者の皆様を選ぶことが多いのです。

平成4年の暴力団対策法施行後は、暴力団員は正面から暴力団に所属していることを名乗ることは減りましたが、例えば、「購入した品物に傷が付いていた」、「従業員の接客態度が悪い」などと威圧的態度でクレームを付け詫言料などを要求する、企業間で契約上のトラブルがあったときに、相手方企業の代理人として登場し威圧によって相手方企業の有利な解決を強いる、また、同和団体を名乗り機関誌などを会社に送りつけて、購読を執拗に要求し、それを断ると「差別である」と一方的に決めつけ、「徹底的に糾弾する」などと脅迫する等、企業、経営者の皆様にターゲットとした不当要求は多岐に渡ります。

暴力団員の不当要求に一度屈すると、その後も味を占めてカモにされ続け被害を拡大させ続けかねないばかりか、これが明るみに出れば暴力団を利することに加担したというマイナスイメージを一般消費者、企業間取引の相手方に与えることになり、コンプライアンス（遵法経営）が企業の当然の責務であると考えられるに至っている今日において、その後の企業活動に予想以上に大きなダメージを与えることとなってしまいます。

したがって、暴力団員の不当要求に対しては、毅然とした対応で拒むのが経営者の皆様の正しい姿勢であるのはいうまでもありません。

ただ、事前に何の準備もなければ突然の暴力団員による不当要求に対して右往左往するだけで

から、社内に対応マニュアルを策定しておくことが勧められます。

たとえば、アポイントのない面会要求は拒絶する、面会に際しても相手方の指定する場所に出向かない、面会に際しては会話内容を録音できるように準備しておく、面会に際しては必ず複数で対応する、あらかじめ対応時間を相手方に通告し時間がきたらうち切る、名刺等をもらい相手方を特定する、決してその場で念書などの書面を作成しない等、社内ですぐから話し合っただけで対応方針を決めておきましょう。

そうすることで普段から従業員とともども暴排意識を高めておくことができ、いざというときに一丸となって冷静に対処できるのです。

なお、千葉県では、平成10年に全国に先駆けて、**弁護士会、暴追センター**（千葉県暴力団追放県民会議 電話043-254-8930）、**警察**の三者間で民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（いわゆる「民暴110番協定」）を締結し、暴追センターの調整のもと、警察は物理的攻撃からの被害者保護を、弁護士は民事的な被害救済をそれぞれ担当し、連携して事件解決に当たっていく万全の体制が整っておりますので、実際に被害を蒙ったり、そのおそれがある場合には、速やかに右記三者のいずれかに相談してください。

※船橋商工会議所会報誌「ハンドシェイクふなばし」  
2006年10月号より転載・補訂

### 船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、日本政策金融公庫による定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

# 会員紹介

**弁護士 森本 亨**  
(もりもと とおる)

船橋総合法律事務所  
船橋市湊町1-1-15  
電話：047-433-1998

船橋市立の小中学校で学び、  
県立千葉高校、早稲田大学政治  
経済学部を卒業し、約1年半の  
サラリーマン生活を経て、20  
05年に弁護士登録しました。  
現在は市川市に居住し、船橋市  
内の事務所で弁護士業務を行っ  
ております。

消費者問題や高齢者関係を  
中心に活動しておりますが、日々  
の業務ではあらゆる分野を取り  
扱っておりますので、お気軽に  
ご相談いただければと思います。  
地元出身の弁護士として、少し  
でも皆様のお役に立ち、地域に  
貢献していきたいと思っていま  
すので、今後ともよろしくお願  
いいたします。

**弁護士 富吉 久**  
(とみよし ひさし)

富吉法律事務所  
船橋市西船5-26-25  
西船エーワンビル801  
電話：047-332-8286  
HP: <http://www.tomiyoshi.net/>  
Email: [lawoffice10344@tomiyoshi.net](mailto:lawoffice10344@tomiyoshi.net)

法律事務所は町中にある一  
般の人たちのための身近な法律  
相談の窓口であり、対処困難な  
法律問題に直面した人々に対し  
て必要な法的知識を伝授し、  
法的意見を提示し、あるいは  
自ら対処できない人々に代わっ  
て法的な手続きを執り行う仕  
事をしていきます。

当法律事務所も、そのよう  
な法律相談の窓口となるべく、  
これまで法律事務所のなかった  
千葉県船橋市の西船橋に事務所  
を構えています。船橋市に在住  
の方のみならず、近隣の市川市、  
浦安市等にお住まいの方も、法  
律問題でお悩みであれば当法律  
事務所にお気軽にご相談下さい。

**弁護士 尾崎 上梓**  
(おざき かずし)

いちかわ行徳法律事務所  
市川市行徳駅前2-1-18  
コクブ行徳駅前ビル303  
電話：047-314-5902

昨年11月に島根県から登録  
弁護士会を換えて、千葉県へ移っ  
て参りました。現在、行徳（市  
川市）で業務をしております。

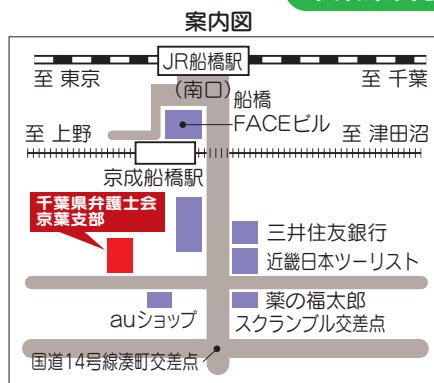
このたび京葉支部で開催され  
る初の支部サミットに携わらせ  
ていただくこととなりましたの  
で、ご利用になる市民の皆様  
にとってよりよい支部・裁判所と  
なるよう、少しでもお役に立て  
ば幸いです。京葉支部に所属し  
て半年程しか経っていないため、  
市川簡易裁判所や市川出張所（千  
葉家庭裁判所）での活動経験に  
乏しく、現状についてよく知ら  
ない面もあるかと思いますが、  
これからもよろしくお願いい  
たします。

## 千葉県弁護士会京葉支部

### 「第9回首都圏弁護士会 支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)  
午後2時～

JR船橋駅前  
フェイスビル6階  
「きららホール」  
にて開催



住所：〒273-0005  
千葉県船橋市本町1-10-10  
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775  
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分  
京成船橋駅より徒歩4分

## 編集後記

梅雨に入り蒸し暑い日が続きます。今年の夏も暑くなりそうですね。

支部サミット委員会も良い大会に向けて暑さに負けず頑張りしたいと思います。

編集部

発行日：2011年7月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)